

北九州市 児童福祉施設等

第三者評価事業

再評価 実施指針

令和7年4月

北九州市子ども家庭局こども施設企画課

1 再評価対象施設等

第三者評価事業の評価結果に基づき保育サービスの改善等の取組について再評価を希望する全施設を対象とする。但し、再評価対象項目のうち、改善の取組がなされていない項目がある場合は、参加できない。なお、再評価への参加期間は原則、通常評価に参加した翌年度から3年以内とする。

(1) 募集方法

市長は、再評価の対象となる事業者に対して再評価の募集案内を通知する。
なお、募集に当たっては、評価結果を公表することを周知する。

(2) 応募方法

再評価を希望する事業者は、市長が定める様式により事務局に申し込みを行う。

(3) 経費(事業者負担)

無料とする。

2 再評価対象項目

公表された評価結果の内容のうち、改善や取組の努力が期待、あるいは望まれるとされた<C・D評価項目>全てを再評価の対象とする。

3 自己評価の実施

再評価への参加事業者は、市長が定める第三者評価基準に基づき、事前に再評価対象項目についてのみ自己評価を実施することとする。

(1) 実施時期

参加事業者は、実地調査日の2か月前に自己評価を実施する。

(2) 提出時期

自己評価の結果については、実地調査日の1か月前に、事務局に提出する。

(3) 自己評価結果の委員送付

事務局に提出された自己評価の結果については、実地調査日の20日前に、実地調査員に通知する。

なお、自己評価の結果については、公表しないこととする。

(4) その他

自己評価の結果を提出した後から実地調査までの間に、参加事業者が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を行うことで、自己評価の結果と実態の

乖離が生じてもこれを妨げるものではない。

4 事前提出書類

実地調査員が、参加事業者の事業内容や運営状況等を事前に把握して調査を行う必要があることから、参加事業者は市長が指定する書類を事前に提出するものとする。

(1) 事前提出書類

- ① 再評価対象項目について、改善を証明する書類の写し
- ② 再評価対象項目について、自己評価を記入した評価項目別結果票

(2) 提出時期

事前提出書類については、実地調査日の1か月前に事務局に提出する。

(3) 事前提出書類の委員送付

事務局に提出された事前提出書類については、実地調査日の20日前に、実地調査員に通知する。

5 実地調査

施設の実地調査は、第三者評価委員会の「実地調査部会」の委員が行う。当部会は、専門知識や実務経験を有する委員及び専門委員で構成する。

(1) 調査の方法

事前に提出された書類等を確認したうえで、原則として実地調査員が施設を訪問し、「保育観察」、「職員との面談」及び「記録やマニュアルなどの資料確認」等の方法により実地調査を行う。調査対象項目は、再評価対象項目のみとする。

なお、実地調査員は再評価内容について参加事業者等の施設関係者には言及しないものとする。

(2) 実地調査員の体制

調査に当たっては、参加事業者と利害関係のない学識経験者及び実務経験者2名と事務局の2名の4名1組で実施する。

6 評価決定

第三者評価委員会の「評価決定部会」は、実地調査部会の調査結果の報告に基づき、合議によって第三者評価委員会としての再評価を決定する。

評価決定部会は、学識経験者等4名の委員によって構成する。

7 評価結果の通知

(1) 通知の内容

通知の内容は次のとおりとする。

① 再評価結果票

再評価結果票には、事業者の改善の取組状況を文書により簡潔に記した「再評価結果」を記載する。

② 評価項目別再評価結果票

評価項目別再評価結果票には、再評価対象項目ごとに細部にわたって再評価した結果を対象項目のみ記載する。

(2) 通知の方法

参加事業者には、再評価結果を(1)の内容により書面で通知する。

8 再評価結果の公表等

(1) コメントの提出

再評価結果の公表に当たっては、事前に参加事業者から「事業者からのコメント」の提出を受け、再評価結果に添付する。

(2) 公表内容

公表の内容は次のとおりとする。

① 第三者評価 再評価結果票

② 事業者からのコメント

(3) 公表方法

再評価結果については、(2)の公表内容を市長が公表する。なお、参加事業者においては、(2)の公表内容に限らず公表できるものとする。

公表する場所については、概ね次のとおりとし、既に公表中の評価結果票と事業者からのコメントに添付して公表する。

① 各区役所保健福祉課等の行政機関の窓口

② 子ども家庭局ホームページへの掲載

(4) 公表期間

既に公表中の評価結果票の残余期間。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成15年4月21日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、令和5年4月1日から施行する。